

地域防災計画の修正について

近年は全国的に大きな災害が頻発しており、それに伴い2～3年に1度、法令の改定や、国・都の計画修正等が行われています。また、「首都直下地震等による東京の被害想定」や「東京都地域防災計画 震災編」が修正され、各種計画との整合を図り、対応していくことが求められています。

そこで、近年の災害の教訓を反映し、関連法令、上位・関連計画等との整合を図ることを目的に、地域防災計画を令和6年4月に修正します。

この資料では、主に市民の皆さまに関係する修正内容について、概要をご紹介します。詳細は、地域防災計画(本編)をご確認ください。

地域防災計画とは？

地域防災計画は、災害対策基本法第42条及び立川市防災会議条例第2条の規定に基づき、立川市防災会議が作成するものです。

市・東京都及び関係機関並びに市民が一体となってその有する機能を有効に発揮し、市の地域における減災対策、応急対策及び復旧・復興対策を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

詳しくは…

立川市 地域防災計画

検索



今回修正の主なポイント

1. 「首都直下地震等による東京の被害想定」の結果を反映

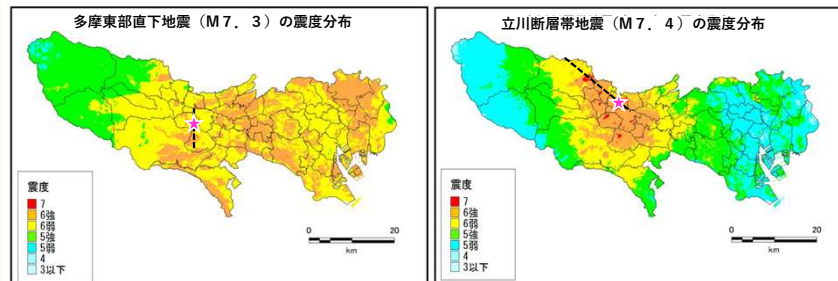
- 東京都防災会議は、東日本大震災を踏まえて、平成24年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を10年ぶりに見直し、令和4年5月に公表しました。
- 平成24年公表の被害想定と比較した形で、令和4年公表の被害想定概要は右表のとおりです。
- なお、平成24年公表の被害想定では、「多摩直下地震」と「立川断層帯地震」を震源としていましたが、令和4年公表の被害想定では「多摩東部直下地震」と「立川断層帯地震」を震源としています。

(1) 被害想定的前提条件

今回の被害想定作成にあたっては、前回被害想定以降の防災対策の進展や人口構造の変化など、大都市東京の実情を反映するとともに、全国各地で頻発した大規模地震災害を通じて蓄積した最新の知見を踏まえ、科学的・客観的な手法や最新のデータを用いて、可能な限り定量的に被害を評価しています。

(2) 想定地震

本市の被害が大きくなる多摩東部直下地震と立川断層帯地震が対象となっています。



	平成24年公表		令和4年5月公表	
	多摩直下地震	立川断層帯地震	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
震度	震度6強以上のゆれ		震度6弱以上のゆれ	震度6強以上のゆれ
建物被害 (全半壊棟数)	4,665棟	7,901棟	2,606棟	6,047棟
火災被害	出火件数18件 焼失棟数2,881棟	出火件数26件 焼失棟数4,592棟	出火件数7件 焼失棟数459棟	出火件数26件 焼失棟数4,348棟
人的被害 死者 (負傷者)	○ゆれ(建物倒壊) 62人(1,345人) ○火災 62人(244人)	○ゆれ(建物倒壊) 165人(2,596人) ○火災 98人(414人)	○ゆれ(建物倒壊) 16人(561人) ○火災 10人(17人)	○ゆれ(建物倒壊) 99人(2,163人) ○火災 99人(402人)
ライフライン	上水道の断水率 36.6%	上水道の断水率 69.2%	上水道の断水率 12.4%	上水道の断水率 28.1%
避難者(※)	40,303人 (避難生活者: 26,197人 疎開者人口: 14,106人)	69,535人 (避難生活者: 45,198人 疎開者人口: 24,337人)	17,164人 (避難所避難者: 11,443人 避難所外避難者: 5,721人)	50,191人 (避難所避難者: 33,460人 避難所外避難者: 16,730人)
帰宅困難者	56,735人 (立川駅周辺の屋外滞留者数 17,239人)		35,643人 (立川駅周辺の屋外滞留者数: 11,450人)	
エレベーター 閉込台数	93台	120台	185台	323台
震災廃棄物	57万 t	107万 t	22万 t	89万 t

※ 避難者数については、平成24年公表では内訳として「避難生活者」「疎開者人口」としていましたが、令和4年公表では「避難所避難者」「避難所外避難者」に変更されています。上表では、「避難所避難者」「避難所外避難者」の最大数(発災後4日～1週間後の数値)を示しています。なお、合計値は四捨五入の関係で一致しない場合もあります。

2. 「東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）」の反映

東京都防災会議は、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、都民の命とくらしを確実に守り、東京の総力を挙げて防災対策を進めるために、地域防災計画（震災編）を修正しました。

本市地域防災計画においては、東京都の修正と整合を図りながら、対応を検討しました。

本市地域防災計画と関連する「東京都地域防災計画（震災編）」の主な修正内容

多様な視点	災害経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DX	防災対策の実効性を高め、マンパワーの不足を補うツールとしての「防災DX」を積極的に推進
帰宅困難者対策	帰宅困難者に対し情報発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムを整備（令和6（2024）年度運用予定）
被害低減効果	「首都直下地震等による東京の被害想定」で示される「被害低減効果の推計」を追加し、防災対策の意義を明確化
医療提供体制	東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATや地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、医療資源の把握など、地域の特性に応じた具体的な方策を検討

3. 避難行動要支援者対策の強化

令和元年東日本台風等の近年の災害において、多くの高齢者や障害者等が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。本市においても「避難行動要支援者対策」の一環として、取組を推進していきます。

避難行動要支援者と個別避難計画とは？

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいいます。それに対し、個別避難計画は、災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障害者等が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画です。



4. 受援計画の策定と位置付け

本市に対する応援職員や物資等を迅速かつ的確に受け入れて、情報共有や各種調整を行うための仕組みと、受援対象業務を明らかにするために、立川市受援計画を策定し、その内容を反映させました。

5. 開設段階別風水害時指定避難所と車両による一時的な避難場所

風水害時の指定避難所は、災害規模に合わせて、段階を決め開設していきます。

開設段階	指定避難所
【第1段階】	滝ノ上会館、柴崎会館、錦学習館、立川競輪場集合棟
【第2段階】	第四小学校、第一小学校、立川第一中学校、第三小学校、第七小学校、第六小学校、立川第三中学校、第二小学校、第五小学校、立川第二中学校、南砂小学校、若葉台小学校、立川第九中学校、第八小学校、幸小学校、立川第四中学校、第十小学校、柏小学校、立川第六中学校、大山小学校、松中小学校
【第3段階】	柴崎学習館、女性総合センター（5階のみ）・中央図書館、さかえ会館、若葉会館、砂川学習館、こんぴら橋会館、上砂会館、西砂学習館、西砂会館
浸水の可能性があるため開設しない一次避難所	旧多摩川小学校、新生小学校、立川第八中学校、旧若葉小学校、第九小学校、上砂川小学校、立川第五中学校、西砂小学校、立川第七中学校

交通渋滞の発生が考えられるため、災害時の避難方法は徒歩が原則です。

ただし、風水害時に避難指示が発令されるよりも早い段階では、車両による避難以外の行動が取れない住民は「車両による一時的な避難」も可能です。

車両による一時的な避難場所

立川競輪場、イオンモールむさし村山、セレモア白峯殿、ケーヨーデイツー

6. 関係機関及び庁内意見による対応

その他、関係機関及び庁内意見による対応を行い、必要な事項について、修正を行っています。

主な修正内容

事業進捗	各施策・事業の進捗に併せ、現状値や関連計画等を修正 例）橋りょう補修工事の進捗、公園整備状況 など
情報発信ツール	情報発信ツールに関連した内容を修正 例）LINEをツールに追加、Wi-Fiの整備状況 など
医療救護	医療救護に関わる実態・活動内容に合わせた内容の修正 例）避難所救護所の位置付け、小児周産期領域への対応 など
関連資料の見直し	新たな被害想定等を踏まえて、関連資料を見直し 例）避難所施設関係（付帯設備、受入者数）、備蓄状況 など
市所有施設の活用	新たに建設された市所有施設の防災分野への活用に関する記述 例）クリーンセンター「たちむにい」、立川市学校給食共同調理場 など